

## 結城シティプロモーション推進懇談会設置要項

### (設置)

第1条 本市の知名度向上及びイメージアップによる地域活性化の促進を目的として市が実施するシティプロモーションに係る施策について、市、市民及びシティプロモーション関係団体の連携による円滑な推進を図るため、結城シティプロモーション推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) シティプロモーションに係る計画等の策定に関すること。
- (2) シティプロモーションの施策の推進に関すること。
- (3) その他シティプロモーションの推進のために必要なこと。

### (組織)

第3条 懇談会は、市長及び次項に規定する委員をもって組織する。

2 委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会代表
- (2) 農業分野の知見を有する者
- (3) 商業分野の知見を有する者
- (4) 工業分野の知見を有する者
- (5) 市民活動分野の知見を有する者
- (6) 観光・物産分野の知見を有する者
- (7) 文化活動分野の知見を有する者
- (8) スポーツ分野の知見を有する者
- (9) シティプロモーションに関する知見を有する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は市長をもって充て、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 懇談会の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部秘書課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年2月1日から施行する。